新型コロナウイルス感染拡大防止などに関するお知らせ

新発田の春のイベント中止のお知らせ

問 ❶～❸・❽は観光振興課観光振興係（☎28-9960）・（一社）新発田市観光協会（☎26-6789）、❹は加治川地区公民館（☎33-2433）、❺は農林水産課生産振興係（☎33-3108）、❻はスポーツ推進課スポーツ推進係（☎28-9660）、❼は紫雲寺地区公民館（☎41-2291）・加治川地区公民館（☎33-2433）

毎年恒例の下記のイベントは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止させていただきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

中止行事

❶ 新発田城址公園桜まつり
❷ 加治川桜まつり（加治川治水記念公園）
❸ 大峰山山桜まつり
❹ 大峰山ハイキング
❺ さかなまつり（さかな詰め放題）
❻ 春RUN漫しばたジョギング大会
❼ れんぎょう・さくらお花見ウォーク

❽ 公園内での宴会などの自粛のお願い

県内での新型コロナウイルスの感染事例では、小規模な患者集団（クラスター）が発生したことで感染が広がったとの指摘がなされています。感染拡大防止のため、公園内で長時間にわたって宴会を行うことは自粛くださるようお願いします。

ぼんぼり点灯・ライトアップを行います

上記の桜まつりは中止しますが、例年どおり、ぼんぼりの点灯やライトアップは行います。ぜひ、美しい夜桜をお楽しみください。

時 4月3日㊎～12日㊐の午後6時～9時
所・内
▼新発田城址公園…ぼんぼり点灯、お城のライトアップ
▼加治川治水記念公園…桜のライトアップ
問 観光振興課観光振興係（☎28-9960）・（一社）新発田市観光協会（☎26-6789）

各店でお花見弁当を販売します

お花見弁当を市内割烹各店で販売します。詳しくは、参加店にお問い合せください。

販売期間＝4月3日㊎～12日㊐（申込み受付は4月1日㊌～）
※購入希望日の前日正午までに申し込んでください。

【参加店】
▼魚喜久（中央町3、☎22-3039）
▼魚松（住吉町2、☎0120-23-3792）
▼金子屋別館（御幸町1、☎22-2353）
▼さざ波（中央町3、☎22-2607）
▼志まや（御幸町1、☎22-2102）
▼末廣（大手町2、☎22-2323）
▼多奈可や（稲荷岡、☎41-2013）
▼はまや（西園町2、☎0120-143-481）
▼圓山（西園町1、☎22-3647）

新型コロナウイルス感染症に伴う人権への配慮について

新型コロナウイルスに感染した方などへの誹謗中傷や、SNSなどへの心ない書き込みは人権侵害につながります。公的機関から発信される正しい情報を入手し、人権に配慮した行動を心がけましょう。
問 人権啓発課人権啓発係（☎28-9630）

【相談窓口】
▼みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）…☎0570-003-110
▼子どもの人権110番…☎0120-007-110

住宅に関する支援事業をご利用ください

住宅リフォーム支援事業

■**申請先・問合せ先**＝建築課空家・住宅対策係（地域整備庁舎2階、☎26-3557）

住宅のリフォーム費用の一部を補助します。
これまでに、当事業で補助金の交付を受けたことがない方（世帯）が対象となります。対象者要件や必要書類など、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【対象建物】
市内にあり、申請者本人が居住している一戸建て住宅（別荘を除く）

【補助対象工事】
▼外装・内装に関するもの、水回りの改修、下水道に接続するための配管工事、バリアフリー化、ブロック塀等撤去工事など
▼補助対象の工事費が10万円以上（税込み）で、令和3年3月12日㊎までに完了し、実績報告書を提出できるもの
※工事が完了したものや工事中のもの、増改築は対象外です。

【補助金額】
補助対象工事費の15%（上限15万円）、一定要件に該当する場合は20%（上限20万円）

【施工者の要件】
市内に本社を有する法人事業者または市内に住所を有する個人事業者

【申請方法】
土・日曜日を含む5月12日㊋から19日㊋までに、申請書に必要書類を添付し、直接提出してください。申請書は建築課にあるほか、市ホームページからダウンロードできます
※リフォームの内容を確認するため、資料の提出をお願いする場合があります。申請書類は返却しません。

【当選者の決定方法】
抽選制。応募多数の場合は、予算の範囲内で当選者を決定します

【結果の通知】
5月26日㊋頃に郵送します

住宅支援事業

■**申請先・問合せ先**＝❶❷については建築課空家・住宅対策係（地域整備庁舎2階、☎26-3557）、❸についてはみらい創造課ライフデザイン係（ヨリネスしばた5階、☎28-9531）

いずれの制度も予算の範囲内で決定します。詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

❶ 住宅取得補助金

当市に転入予定または転入後3年以内で、対象地域で住宅を新築・取得する方に、住宅取得費用を補助します
受付開始日＝4月15日㊌
補助額＝最大180万円
※新築または増改築を行う住宅の場合は工事の施工前、建売住宅または中古住宅の場合は売買契約前に申請が必要です。

❷ 空き家バンク

市内の空き家を売りたい方、買いたい方を支援します
▼売却者…家財道具の処分経費への補助（対象経費の3分の2以内、上限10万円）
▼購入者…祝金の進呈（市外からの転入者は10万円、市内在住者は5万円）

❸ U・Iターン家賃補助金

当市に転入し、県内に就職した方またはしている方に賃貸住宅家賃を補助します
受付開始日＝4月15日㊌
補助額＝月額家賃の3分の1以内（上限2万円、最長24か月）
※住民登録した日から6か月以内に申請してください。

健康・福祉　「ふれあい福祉センター」がオープンしました

社会福祉課障がい福祉係（☎28-9223）

市では、障がい福祉の拠点施設として、西園すこやか園（住吉町1）のある施設内に「ふれあい福祉センター」を開所しました。同センター内には、障がいのある方やその家族からの相談を受け付ける「障がい者基幹相談支援センター」と子育て支援施設「ほのぼの家族」があります。

【新設】障がい者基幹相談支援センター

問 障がい者基幹相談支援センター（☎20-3050）

【今までの相談窓口】

- 緑風園相談室：・身体障がい ・知的障がい
- こころの相談支援ウィング：・精神障がい

→

【4月からの相談窓口】

- 障がい者基幹相談支援センター：・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい ・発達障がい ・難病

「障がい者基幹相談支援センター」設置のメリット

就学前の児童の支援を行う「子ども発達相談室」「福祉型児童発達支援センター（ひまわり学園）」と隣接していることや、教員経験者を配置し学校と連携することで、幼少期から就学期、成人期まで切れ目のない支援を行えるようになりました。

【移転】ほのぼの家族

「ほのぼの家族」は、ふれあい福祉センター内に移転しました。サービス内容や利用方法は変更ありません。詳しくは新発田市社会福祉協議会ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

利用できるサービス

▼地域子育て支援センター
▼子どもデイサービス
▼放課後等デイサービス
問 ほのぼの家族（☎20-8800）

お知らせ　令和2年度 行政組織改正のポイント

人事課人事係（☎28-9520）

令和2年度の行政組織改正のポイントは次のとおりです。

❶「健康アクティブ戦略監」の設置

市が掲げる「健康長寿」「少子化対策」「産業振興」「教育の充実」のまちづくりの4つの視点のうち、「健康長寿」について、全庁を挙げて取組を進めるため、この分野を統括する「健康アクティブ戦略監」を新たに設置します。

❷「健康長寿アクティブ交流センター」の設置

旧地域交流センターを「健康長寿アクティブ交流センター」に改め、健康長寿の取組を進めるための拠点施設とします。これに伴い、いきいき館内にある「総合健康福祉センター」は廃止します。

❸「ふれあい福祉センター」の設置

障がい者の総合相談窓口として、西園すこやか園の一部を改修し、「ふれあい福祉センター」を設置します。

❹その他

▼空き家バンク・住宅取得補助金に関する窓口を建築課に移管します
▼教育行政に関する課題を検討する「教育企画課」を新設します
▼文化芸術の拠点として市民文化会館内に「文化芸術振興室」を設置します
▼生涯学習の拠点として、生涯学習センター内に「生涯学習課」を設置します

こども　子ども医療費助成の対象が高校卒業年齢までになりました

こども課子育て支援係
（ヨリネスしばた2階、〒957-8686 住所記載不要、☎28-9232）

助成対象＝高校卒業年齢（18歳に達する年度の3月末日）までの方
※重度心身障害者医療費助成（県障）、ひとり親家庭等医療費助成（県親）または生活保護の受給者は対象外です。

【助成内容】

医療費の自己負担額（2割または3割）のうち、一部負担金を控除した残りの額を助成します。

一部負担金

▼通院…1回530円（満たない場合はその額）
※同じ医療機関で1か月のうち4回目まで負担。5回目以降は無料。
▼薬局…無料
▼入院…無料
▼訪問看護…1日250円

助成の対象外となるもの

▼健康保険の適用にならないもの（健康診査、予防接種、薬の容器代など）
▼食事療養費や選定療養費
▼学校や保育園などでけがをした場合
▼交通事故など、第三者行為によりけがをした場合

【引き続き対象となる方へ】

3月下旬に新しい受給者証（黄色）を郵送しました。これまでの受給者証（白色）は使用できませんので、お持ちの方は破棄してください。
対 平成16年4月2日以降に生まれた方

【4月から新たに対象となった方へ】

受給者証の交付には手続きが必要です。まだ申請がお済みでない方は、手続きしてください。
対 平成14年4月2日～平成16年4月1日に生まれた方
申請方法＝先に郵送した申請書を、こども課または各支所住民福祉係へ提出してください。詳しくは、申請書に同封した案内をご覧ください

お知らせ　「広報しばた」が新しくなりました

みらい創造課広報広聴係（☎28-9532）

市民の皆さんに親しんでもらい、新発田市のことを理解し、もっと好きになってもらいたいという思いを込めて、「広報しばた」をリニューアルしました。

ポイント1　見やすい・分かりやすい

▼情報の種類ごとに色分けやマークを表示し、知りたい情報が探しやすくなるよう工夫しました
▼文章は明確かつ簡潔になるよう努めます
▼デザイン性を持たせつつも、すっきりとした紙面にしました

新発田のいいところ きっと見つかる
広報しばた SHIBATA CITY INFORMATION

こども　健康・福祉　お知らせ

ポイント2　見たくなる

▼紙面のデザインを刷新し、見て楽しんでもらえるものにしました
▼特集記事は、市民生活に直結する情報や市民に意外と知られていない情報を取り上げます
▼市内にある学校や防災をテーマにしたコーナーを新設します

ポイント3　簡素化・コスト

▼情報量などを考慮して、掲載内容や掲載号を見直し、限られた紙面を有効に活用します
・「図書館へ行こう」は、毎月15日号の掲載となります
・「市民活動だより」は「地域のチカラ」に改め、「しばたフォトスケッチ」と統合します
・「地域おこし協力隊奮闘記」「みんなのラジオ」は、休載します

2/22

「大人の嗜(たしな)み『日本酒』を始めよう。」

灯台下暗し!? 日本酒は奥深い! 地元ならではの文化の魅力を再発見

敬和学園大学と菊水酒造（株）、市の共催で、日本酒文化啓発講座が行われました。これは、地元に根付く酒文化を改めて学び、その知識を世代や国籍の違う人と、コミュニケーションをとる際の「ネタ」にしてもらおうと企画したもの。参加者は、講演や酒蔵見学を通じて、意外と知らない日本酒文化の魅力に酔いしれている様子でした。

Shibata Photo Sketch

しばたフォトスケッチ

まちの話題

地域のチカラ

佐々木コミュニティ女性部

手づくり味噌で心も体も健康に！

2月22日、佐々木コミュニティセンターで味噌づくり体験会が行われました。今年で10年目となる取組で、体験後の茶話会も住民同士の交流の場となっています。

同女性部部長の前田ミチヨさんは、「手づくりの味噌は無添加で体に良いです。また、体験会を通じておおぜいの方と楽しい時間を過ごしています。今後も地域の皆さんと交流できる機会を増やしていきたいです」と話していました。

3/4・5

給食の食材を民間団体へ無償提供

食品ロスを削減! 給食の食材を家庭で有効活用!

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い小・中学校が休校となったことから、市は給食で使う予定だった食材の一部を、民間団体「フードバンクしばた」へ無償提供しました。

同団体は、支援が必要な世帯へ食材や生活用品を届ける活動を展開。この度提供された野菜なども、食べ盛りの子どもがいる家庭に直接届けられました。